

## 「紀伊山地の霊場と参詣道」シンボルマーク等使用基準

平成14年10月1日制定

平成16年2月19日改正

平成17年5月19日改正

令和5年7月20日改正

令和6年6月11日改正

令和8年4月1日改正

### (目的)

- 1 「紀伊山地の霊場と参詣道」シンボルマーク・ロゴタイプ（以下「シンボルマーク等」という。）の適正な使用を確保し、普及を促進するため、この使用基準を定める。  
(事務局及び各県の機関)
- 2 シンボルマーク等の使用に関する事務は、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会事務局（以下「事務局」という。）が行う。  
(デザイン)
- 3 シンボルマーク等の使用は、「「紀伊山地の霊場と参詣道」シンボルマーク・デザインガイド」に基づくものとする。  
(使用の範囲)
- 4 シンボルマーク等は、次の条件を全て満たす場合において使用できる。
  - (1) 関係法令を遵守し、かつ公序良俗に反していない場合。
  - (2) 「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産推進等の事業に有効である場合。  
ただし、案内板・説明板においては、「紀伊山地の霊場と参詣道」の資産を指し示す場合にのみ用いる。  
(使用の届出)
- 5 シンボルマーク等を使用しようとするものは、あらかじめ「「紀伊山地の霊場と参詣道」シンボルマーク等使用届出書」（様式第1号）（以下「使用届出書」という。）を事務局に提出するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを省略することができる。
  - (1) 三重県・奈良県・和歌山県が使用するとき
  - (2) 報道機関が報道及び広報目的で使用するとき
- 2 事務局は、前項ただし書きにより承認申請を省略したものに対し、ロゴの使用状況について報告を求めることができる。  
(届出の受領)
- 6 事務局は、「使用届出書」を提出したものに対し、「「紀伊山地の霊場と参詣道」シンボルマーク等使用届出受領書」（様式第2号）（以下「届出受領書」という。）を交付するものとする。届出受領書には、年度ごとの通し番号を付すものとする。  
(使用者の責務)
- 7 使用者は、信義にしたがい、誠実にこの使用基準を履行しなければならない。  
(成果物の提出)
- 8 使用者は、成果物（印刷物、写真等）1部を事務局に提出するものとする。

(使用に起因する問題)

- 9 シンボルマーク等の使用に起因する問題が起こった場合は、使用者が速やかに責任を持って対処するものとし、事務局は一切の責任を負わない。

(改善の指示)

- 10 事務局は、使用者が使用基準を遵守せずにシンボルマーク等を使用している場合は、使用者に改善を指示することができる。

(無届出使用)

- 11 事務局は、使用届出書を提出せずにシンボルマーク等を使用している者に対して、使用届出書を提出するよう指示することができる。

(疑義等)

- 12 この使用基準に定めのない事項及びこの使用基準に関して生じた疑義については、事務局と使用者が協議して定める。

附 則

この使用基準は、平成14年10月1日から適用する。

附 則

この使用基準は、平成16年2月19日から適用する。

附 則

この使用基準は、平成17年5月19日から適用する。

附 則

この使用基準は、令和5年7月20日から適用する。

附 則

この使用基準は、令和6年6月11日から適用する。

附 則

この使用基準は、令和8年4月1日から適用する。